平成２６年（フ）第８２０号
札幌市西区発寒14条３丁目３番30号
債務者　松浦　久美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８２９号
札幌市南区澄川４条７丁目３番23―302号
債務者　尾形　綾
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４８号
札幌市中央区北７条西14丁目28番地25　朝日プラザＡ棟309号
債務者　稲葉　英子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８７４号
札幌市厚別区厚別南２丁目３番18―106号
債務者　齋藤　文代
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０９号
札幌市中央区南８条西９丁目1031番地10　ルナハイツ南８条203号
債務者　渡部　美穂
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４８号
札幌市豊平区平岸４条15丁目１番５―108号
債務者　宮森　敏章
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９７４号
札幌市東区北34条東20丁目６番３号　グランドールＮ34Ａ―102号
債務者　瀬能惠里加（旧姓北谷）
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９８４号
札幌市北区新川３条14丁目９番15号　メゾンドールⅡ206号
債務者　小熊　勝幸
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０１８号
札幌市東区北25条東14丁目２番５号　ハウスオブ・リザ105号
債務者　笹山　和行
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２１号
札幌市中央区南24条西15丁目２番７号　シャトーアネックス101号、住民票上の住所札幌市北区太平９条７丁目４番６号
債務者　住友　宏行
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３２号
北海道江別市野幌若葉町102番地の５　プレーヂオ12―105号
債務者　佐藤　典子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４２号
札幌市白石区南郷通３丁目南８番８―303号
債務者　飯田　美香
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０４５号
北海道江別市東野幌本町38番地の８　リーン・ドミトリー和泉105号室
債務者　河元寿美子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５号
岩手県下閉伊郡普代村第27地割字茂市73番地
債務者　髙屋敷明子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第１６号
岩手県九戸郡洋野町種市第３地割67番地19
債務者　下道　大作
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２６年（フ）第１４９号
群馬県前橋市西善町806番地３　サンリットⅡ202号
債務者　羽鳥　政義
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１５９号
群馬県伊勢崎市山王町301番地17
債務者　児島よしみ
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１７０号
群馬県前橋市三俣町３丁目29番地９
債務者　岡部　敬子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月２日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係